

児童生徒ステイホーム特別給付金事業実施状況の報告について

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して実施した「児童生徒ステイホーム特別給付金事業」について実施状況を次のとおり公表します。

給付金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小中学校を臨時休業としたことにより、学業の遅れだけでなく給食に代わる食費が膨らむなど、各ご家庭の負担が増加している状況にありました。

そこで、吉野川市として、各ご家庭の負担軽減を図り、児童生徒の健全な家庭生活を後押しするとともに、円滑な学校生活の再開を支援するため、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、市内に住所を有する小中学生を対象に「児童生徒ステイホーム特別給付金」を支給しました。

【給付対象者】

令和2年4月27日現在、市内に住所を有する小学1年生～中学3年生
(平成17年4月2日生～平成26年4月1日生)

【申請・受給者】

対象児童・生徒が属する世帯の世帯主

【支給額】

対象児童・生徒 1人当たり 10,000円

支給状況

給付対象者小学生1,733人、中学生934人計2,667人のうち申請のあった2,651人に当該給付金の支給を行いました。(全体の支給率は99.4%)

給付金の支給額は合計で26,510,000円、事業全体での支出額は27,094,650円となりました。

	対象者数(人)	支給者数(人)	支給率	支給額(円)
小学生	1,733	1,722	99.4%	17,220,000
中学生	934	929	99.5%	9,290,000
合計	2,667	2,651	99.4%	26,510,000

※給付金以外の支出:事務用品などの消耗品費66,500円、封筒印刷代などの印刷製本費26,400円、申請書送付郵便代などの通信運搬費491,750円

事業効果

支給対象者の99.4%の方に当該給付金を支給いたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市立小・中学校を臨時休業としたことに伴い膨らんだ食費や「新しい生活様式」の実践にご活用いただき、円滑な学校生活の再開に当該給付金が役立てられたと考えています。

問い合わせ先

吉野川市教育委員会 教育総務課 電話:0883-22-2272(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)
メール:k-soumu@yoshinogawa.i-tokushima.jp